

平成 27 年 4 月 20 日

騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部を改正する省令案等に対する
意見の募集（パブリックコメント）実施結果について

1. 意見募集方法

(1) 意見募集期間

平成 27 年 3 月 16 日（月）～平成 27 年 4 月 15 日（水）

(2) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、環境省ホームページに掲載、記者発表

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者の内訳

	郵送	ファックス	電子メール	合計
個人	0	0	0	0
団体	0	0	2	2
計	0	0	2	2

(2) 整理した意見の総数（意見数 2 件／延べ意見数 2 件）

3. 意見と意見に対する考え方について

別添のとおり

「騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正案の概要」に関するパブリックコメント意見・対応一覧

No.	御意見		意見に対する考え方	意見件数
	該当箇所	意見内容		
1	1(2)、2(2)改正案の概要について	<p>児童福祉法で定める児童福祉施設は、いずれも児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成することを目的として設置されるものである。</p> <p>また、老人福祉法で定める老人福祉施設は、いずれも老人の福祉を図ることを目的として設置されるものである。</p> <p>こうしたことを踏まえ、騒音規制法及び振動規正法の関係省令及び関係告示の一部改正において、「幼保連携型認定こども園」を追加に併せ、児童福祉法第7条第1項に定める「保育所」以外の児童福祉施設及び老人福祉法第5条の3に定める特別養護老人ホーム以外の労働福祉施設も告示の対象に追加すべきと考える。</p>	<p>今回の騒音規制法及び振動規正法の関係省令及び関係告示の一部改正は、認定こども園法改正に伴い、「幼保連携型認定こども園」に係る規定の追加を行うものですが、ご意見をいただきましたその他の児童福祉施設等の取扱いにつきましては、引き続き、今後の検討課題として参考とさせていただきます。</p>	1
2	1(1)、2(1)改正の背景	<p>1)改正の背景について</p> <p>改正の背景は、これまで幼稚園や保育所として配慮しなければならない対象施設とされていた旧法の幼保連携型の認定こども園が、認定こども園法の一部改正に伴い、配慮しなければならない対象施設として認められなくなることから、これまでどおりとするために改正を行うもので、対象施設を増やすものでないという解釈でよいか。</p>	<p>今回の改正は、改正された認定こども園法に基づく認可を受けた幼保連携型認定こども園について、騒音規制法及び振動規正法の関係省令及び関係告示において幼稚園や保育所と同様の扱いとするものであるため、実質的な規制対象の拡大ではないと考えます。</p> <p>なお、認定こども園法の改正施行前に設置された幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園に移行しない場合、騒音規制法及び振動規正法の関係省令及び関係告示において、引き続き幼稚園又は保育所に係る規定の適用を受けることとなります。</p>	2
	全般	<p>2)法規定の一時的な途切れについて</p> <p>平成27年4月1日の認定こども園法の一部改正法の施行に伴い、これまで騒音規制法等で配慮しなければならない対象施設であった旧法の幼保連携型の認定こども園のうち、改正法の幼保連携認定こども園に移行した施設については、本改正がなされるまで、配慮しなければならない対象施設から除外されることとなります。このように法規定が一時的に途切れることについて、国としての見解をお示しいただくよう願います。</p>	<p>認定こども園法の改正施行前に設置された幼保連携型認定こども園は、認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園に移行する前は基本的に幼稚園又は保育所の認可を受けており、騒音規制法及び振動規正法の関係省令及び関係告示において幼稚園又は保育所に係る配慮の規定が適用されていたことから、実質的に取扱いが直ちに変わることによって支障が生じることは想定しがたいと考えております。</p> <p>今回の騒音規制法及び振動規正法の関係省令及び関係告示の一部改正については、速やかな周知徹底を図ってまいります。</p>	